

西条市農業委員会 令和2年度 第10回総会 議事録

1. 日 時 令和3年1月5日(火) 午後2時00分から午後2時43分
2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.0%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番 曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	川上 義則	20番 越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	山田 好一	21番 越智 信仁
	4番	一色 達夫	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	5番	高橋 豊重	15番	武田 喜義	23番 真鍋 美鈴
	6番	西原 昇	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親
	7番	高木キクミ	17番	青野 武	
	9番	井上 雅貴	18番	曾我 照一	

○欠席者氏名

なし

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	21番	高橋 寿夫
	2番	一色 信之	12番	森田 忠茂	22番	永井 和俊
	3番	石川 孝幸	13番	一色 和成	24番	大西 宗次郎
	4番	加藤 武司	14番	武方 謙一	25番	佐々木 則幸
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	16番	鈴木 伸二	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	29番	曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	18番	山内 強	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	19番	黒川 俊彰		
	10番	安藤 英利	20番	高橋 正		

○欠席者氏名

23番 山内 信政 26番 越智 勝邦

5. 議案について

議案第1号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第6号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 青野栄一 東予分室長 松木 淳

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局副主査 越智史郎

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和2年度 第10回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

事務局 | それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 | それでは、ただ今から、令和2年度 第10回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 | まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
村上繁敏委員、武田喜義委員の両委員をお願いいたします。

議長 欠席届が推進委員の 23 番 山内信政委員、26 番 越智 勝邦委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、24 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

n

書記については、事務局の渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農用地利用集積計画 関係

議長 恒例によると農地法 3 条関係から審議するところですが、本日は新規就農者の関係から始めに農用地利用集積計画を審議いたします。

議案書、3 ページ、議案第 1 号、農用地利用集積計画 y h 画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしく申し上げます。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書 6 ページから 51 ページとなっております。農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、252 件、面積は、88 万 2,794.09 m²となっております。そのうち、所有権移転は、2 件、面積は、6,222 m²となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 6 ページの申請番号 1535 号～1538 号及び 2823 号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

越智一志委員 今回の新規就農希望者につきまして 12 月 14 日に本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、寺田委員及び私、越智です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、34 才であります。〇〇氏は、〇〇の〇〇の代表取締役です。会社のイベントでさつまいも掘りをしたことをきっかけに、農業に興味をもち、今回、〇〇の農

越智一志委員	<p>地、5,531 m²を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は、さつまいもとさといもです。今後は、知人や農協職員に指導を仰ぐそうです。</p> <p>その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
西原 昇委員	<p>今回の新規就農希望者につきまして10月27日と11月25日に面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、高木委員、伊藤龍二委員及び私、西原です。当案件の申請人は〇〇の〇〇であります。〇〇は現在、〇〇の〇〇で養蜂事業を行っております。販路の拡大に伴い、新たな蜜源とハーブを使った商品開発のため、今回、〇〇の農地、4,294 m²を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。借り受けた農地では、ハウスでのハーブ栽培を予定しています。県外になりますが、岡山でハーブの栽培をしている専門家に生産から加工まで指導を仰ぐ予定です。</p> <p>その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。また、借地にハウスを建設する予定であることから、建設前には所有者と話し合い、契約書を作成するよう指導しました。以上で報告を終わります。</p>
真鍋美鈴委員	<p>今回の新規就農希望者につきまして12月14日に面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、戸田委員、玉井委員、桑原委員及び私、真鍋です。当案件の申請人は〇〇の〇〇であります。〇〇は〇〇を行っております。父親が所有している農地を有効活用するために、今回、〇〇の農地、3,825 m²を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。借り受けた農地では、庭木であるアオキを予定しています。</p> <p>その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。就農については特に問題ないと判断します。隣地や近隣者に迷惑をかけないように、解除条件付き貸借の許可要件のとおり、農地を適正に利用する旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>1 法人と2名の新規就農者について説明がありました。この数年</p>

新規就農者が喜ばしいことで増加傾向にあります。3年間は農業委員さん、推進委員さんは新規就農者の状況を把握してほしい。経過報告として毎年1回事務局に報告をお願いします。耕作放棄地を含め、3年間で作物が作付けできない農地もありますので、その場合は5年間、地域の委員さんには長期間にはなりますが、状況を把握してほしい。

以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いします。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農地法第3条関係

議長 議案書52ページ、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 150号は、〇〇の〇〇氏が、父である〇〇の〇〇氏から、生前贈与を受けようとする申請であります。

151号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

152号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

153号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

154号は、〇〇の〇〇氏が、競売により落札した農地について、所有権の移転を受けようとする申請であります。

155号・156号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、慣行小作権の贈与を受けるとともに、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

157号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

158号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

159号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

160号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

161号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

162号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

163号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

164号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、15件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

151号、164号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

まず、151号から報告をお願いします。

越智一志委員 今回の新規就農希望者につきまして、12月14日に西条市役所において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、寺田昌直委員及び私、越智です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、51才であります。〇〇氏は、飯岡の農地、7,417㎡を買い受け、就農しようとするものです。買い受ける農地は、現在、耕作放棄地となっておりますが、徐々に解消していく予定です。

栽培する作物は、傾斜地はみかん、平地は野菜です。まずは耕作放棄地の解消に取り組んでからになります。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については、農業技術の習得が必要であることから、みかん農家である妻の両親から指導を受けるとともに、農地は農地として管理し、取得日から5年間で耕作放棄地を解消できるよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 続いて、164号よろしく願いします。

越智信仁委員 今回の新規就農希望者につきまして、12月14日に丹原総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、大西宗次郎委員及び私、越智です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、33才であります。

〇〇氏は、〇〇の農地、5,995㎡を買い受け、就農しようとするものです。栽培する作物は、柿とキウイフルーツです。沖縄でさとうきびの収穫、オーストラリアで果物の収穫や野菜の植え付け、西条市の農業法人でいちじく、キウイフルーツ、柑橘類の栽培の経験があります。今後は、自宅周辺の先輩農家の方々から指導を受ける予定です。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。
以上、15件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。
150号から順次ご意見願います。

地区委員 150号、151号、152号 問題ありません。
153号 問題ありません。
154号 問題ありません。
155号、156号 問題ありません。
157号、158号 問題ありません。
159号、160号、161号 問題ありません。
162号、163号、164号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、
以上15件を、原案どおり許可することといたします。

農地法第3条及び農地法第5条関係

議 長 56ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可及び農地
法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、両者
を一括議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局	<p>57 ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第3条について、第165号は、〇〇の〇〇が、〇〇が利用権設定している〇〇の農地について、区分地上権を設定しようとする申請であります。</p> <p>第166号は、〇〇の〇〇が、〇〇が利用権設定している〇〇の農地について、区分地上権を設定しようとする申請であります。</p> <p>なお、165号・166号とも栽培される農作物はサカキです。</p> <p>続いて、農地法第5条について、154号・155号は、〇〇の〇〇が、賃借権設定を受け、営農型太陽光発電設備を設置しようとするものであり、設備の支柱分の面積について、10年間の一時転用を行おうとする申請でございます。</p> <p>以上4件、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上、4件であります。地元の委員さんにご意見等を伺いたいと思います。</p>
地区委員	<p>165号、166号、154号、155号 問題ありません。</p>
議 長	<p>他に、ご意見、ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>「異議なし」ということでありますので、2件を原案どおり許可することとし、2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>農地法第4条関係</u></p>
議 長	<p>次に、59ページ、議案第4条、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。</p> <p>議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>60ページをお願いいたします。</p>

18号は、〇〇の〇〇氏が、太陽光発電施設に転用しようとする申請でございます。

19号は、〇〇の〇〇氏が、賃貸住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、昭和55年頃に申請者の祖父が平屋を増築した際に、申請地にまたがる状態で建築されており、今回の隣地の売買に伴い無断で宅地化していることが判明しました。「無許可でこのような状態にしたことを深く反省し、今後はこのようなことがないように十分注意いたします」という始末書が提出されております。

以上2件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上2件について、ご審議をお願いしたいと思います。

18号、19号について、地元の委員さんの意見を頂きたいと思えます。

地区委員 18号 問題ありません。

19号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、61ページ、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 62ページをお願いします。

134号は、〇〇の〇〇が、会社の代表取締役である〇〇氏から使用貸借権設定を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

135号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から地上権設定を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

136号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、農地の元慣行小作者が農地転用の許可を受けずに農業用倉庫を建設し使用していました。現在倉庫は撤去されているものの、「知らなかったとはいえ、勉強不足によりこのようなことになり所有者、慣行小作者としてお詫びし、今後、このようなことが無いよう十分注意し、法律を遵守いたします」という始末書が提出されております。

137号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、賃貸住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、申請地を売買するために調査したところ、譲渡人の父親が昭和29年に建物を建築した際に農地法による転用手続きがされていないことが判明しました。土地所有者からは、「これからは法律を遵守します」という始末書が提出されております。

138号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸資材置場に転用しようとする申請でございます。

139号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

140～142号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、営農型太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

143号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人の父親が農業用倉庫建設を目的とした農地法施行規則29条届出をしていましたが、農業用倉庫を建設すべき土地に譲渡人の父親が自己住宅を建築しております。土地の所有者から贈与の話があった際に農地法違反に気づいたとのことでした。

「今後は、専門家の意見を聞き農地関係法令を遵守します」という始末書が提出されております。

144号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

145号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

146号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

147号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

148号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

149号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

150号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は、平成元年頃から農地法4条の届出をすることなしに庭として利用されていることから、譲渡人から「今後は農地法を厳守します」という始末書が提出されております。

151号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から地上権設定を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

152号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

153号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上20件、ご審議よろしくお願いいたします。

地区委員

134号 問題ありません。

135号 問題ありません。

136号 問題ありません。

137号 問題ありません。

138号 問題ありません。

139号、140号、141号、142号 問題ありません。

143号 問題ありません。

144号 問題ありません。

145号、146号、147号 問題ありません。

148号、149号 問題ありません。

150号 問題ありません。

151号 問題ありません。

152号、153号 問題ありません。

議長

他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上20件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

転用事業計画変更関係（5条）

議 長 次に、68 ページ、議案第 6 号、農地法第 5 条にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
69 ページをお願いいたします。
17 号は、〇〇の〇〇氏が、平成 31 年 2 月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件ではありますが、営農型太陽光発電設備に係る構造計算をやり直した結果、支柱を増やす必要性が生じたため、架台支柱 24 本とパワコン補強支柱 20 本を追加し、変更承認を受けようとするものです。
以上 1 件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、1 件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 17 号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上 1 件、原案どおり承認することとし、知事へ進達いたします。

報告承認案件

議 長 次に、70 ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和 2 年 11 月 6 日から、令和 2 年 12 月 15 日までの受付期間中に、農地法第 18 条第 6 項、解約通知を 74 件、農地法施行規則第 29 条第 1 号届出 1 件、農地バンク農地登録更新 3 件、農地バンク利用登録更新 1 件受理いたしました。
ご了承をお願いいたします。

議 長 何かご意見等ございませんでしょうか。

議 長 無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。が、
この際、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第3号	農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和3年1月5日 午後2時43分